

岡山県輸出錦鯉の衛生証明書交付要領

(趣旨)

第1条 本要領は、本県から輸出される錦鯉について、輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領（令和3年1月12日付け、2消安第4435号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）、中華人民共和国向け輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領（令和4年6月7日付け、4消安第875号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）、台湾向け輸出水産動物の衛生証明書発行等に関する取扱要領（令和4年3月30日付け、3消安第7256号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）及び大韓民国向け輸出水産動物等の衛生証明書発行等に関する取扱要領（令和4年3月30日付け、3消安第7254号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）に基づくコイ春ウイルス血症、コイヘルペスウイルス病、ウイルス性出血性敗血症、伝染性造血器壊死症及び流行性潰瘍症候群の衛生証明書交付に関する手続き等を定めるもの。

(衛生証明書の交付者)

第2条 衛生証明書の交付者は、岡山県農林水産総合センター水産研究所長（以下「水産研究所長」という。）とする。

(衛生証明書の交付対象者)

第3条 衛生証明書の交付対象者は、輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領に定めるリスト登載養殖施設であり、本県で養殖施設が登録されている者とする。特に、中華人民共和国への輸出については、中華人民共和国向け輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領に定める中国向けリスト登載養殖施設である者とする。

なお、養殖施設のリスト登載に係る魚病検査については、岡山県輸出錦鯉衛生証明書発行に係るウイルス検査機関認定要領に定めた機関が実施する。

(衛生証明書の交付申請)

第4条 衛生証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、衛生証明書交付申請書（様式第1-1号、第1-2号、第1-3号又は第1-4号）に必要事項を記載するとともに必要書類を添付し、水産研究所長へ申請する。

2 第1項の申請者は、岡山県証明事務手数料条例（昭和31年岡山県条例第5号）に基づき、証明書交付1通ごとに手数料を納付しなければならない。

3 水産研究所長は、衛生証明書交付申請書の内容を審査し、受理後、当該養殖施設において当該輸出錦鯉について外観上、異常を示す個体がないことを確認する。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第5条 第4条の規定による申請（以下「申請書等」という。）については、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請書等は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年岡山県規則第18号）及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する取扱要領（平成16年3月23日制定）の規定を準用する。

(衛生証明書の交付)

第6条 当該養殖施設において当該輸出錦鯉に異常が確認されなかった場合、水産研究所長は速やかに第4条の申請者に対し、輸出先国が定めた様式を衛生証明書として交付する。ただし、水産研究所長が用いる様式が輸出国に認められる場合は、この限りではない。

なお、輸出先国の衛生証明書については、必要に応じて申請者が翻訳を用意する。

2 水産研究所長は、本要領に記載した手続き等が遵守されているか否かの判断により衛生証明書を交付するものであり、輸出される錦鯉に関する一切の責任は申請者が負うものとする。

(その他)

第7条 水産研究所長は、衛生証明書の交付後、申請内容に虚偽や疑義等が判明した場合、衛生証明書の交付を取り消すことができる。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から適用する。

なお、平成17年3月30日に制定し、平成22年4月1日に改正した「ニシキゴイ等の魚病検査等実施要領」は廃止する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年10月1日から適用する。